



2025 年度より新補助制度開始！

城陽市 空き家バンク

あなたの住まい探しをサポートします。

空き家を有効活用しませんか？（物件募集中）

空き家バンクとは

城陽市への定住を促進し、人口増加を図ることを目的に、空き家の売却・賃貸を希望する所有者等から申し込みいただいた空き家情報を、市のホームページ等で公開し、市への転入又は市内での転居による空き家の利用を希望される方に空き家情報を提供する制度です。

城陽市に空き家をお持ちの方へ

城陽市内に空き家をお持ちで売買又は賃貸をお考えの方は「空き家バンク」へ登録し空き家の有効活用を考えてみませんか？

(対象者)

- ➡ 空き家を所有されている個人の方
- ➡ 媒介契約や管理契約により住宅の売却、又は賃貸することができる権利をお持ちの宅地建物取引業者の方※空き家バンクの運営に関する協定を締結している（公社）京都府宅地建物取引業協会会員の方につきましては、自社で所有されている空き家も登録することができます。

(対象空き家)

- ➡ 城陽市に所在する空き家住宅
- ➡ 建築後に居住されたことがある住宅で、現在居住していない（近く居住しなくなる予定）住宅
- ➡ 住宅以外の用途（店舗等）を兼ねる建築物の場合は、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上である住宅

また、「空き家バンク」へ登録するにあたり、空き家の家財処分等をされた方に対する補助金制度があります。

(補助金額)

上限 10 万円（家財処分等にかかった費用の 1/2）

(補助要件)

- ➡ 城陽市空き家バンクに一定期間登録すること
- ➡ 仲介業者と媒介契約を締結した者 等

注）仲介業者は（公社）京都府宅地建物取引業協会の会員に限ります。

※詳細については、都市政策課にお問い合わせください。

定住を検討されている方へ

空き家バンクを利用して城陽に住みませんか？

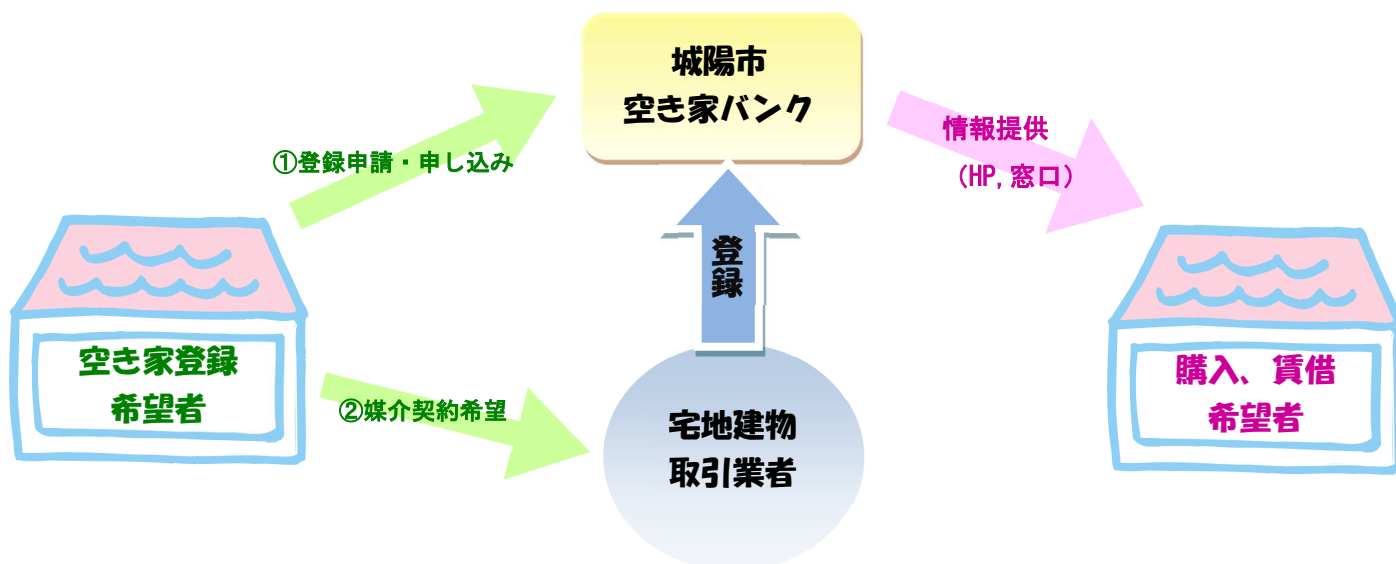
城陽に定住を検討されている方、定住を希望される方へのサポートとして、城陽市の「空き家バンク」に登録された、空き家情報を市ホームページ、都市政策課窓口でご覧いただくことができます。

＜空き家をバンクに登録する場合＞

所有されている空き家を「城陽市空き家バンク」に登録する場合以下のケースがあります。

- ①個人が直接登録申請、申込みをする場合
- ②宅地建物取引業者（不動産業者）を通じて登録する場合

空き家登録を行う場合の主な流れ図



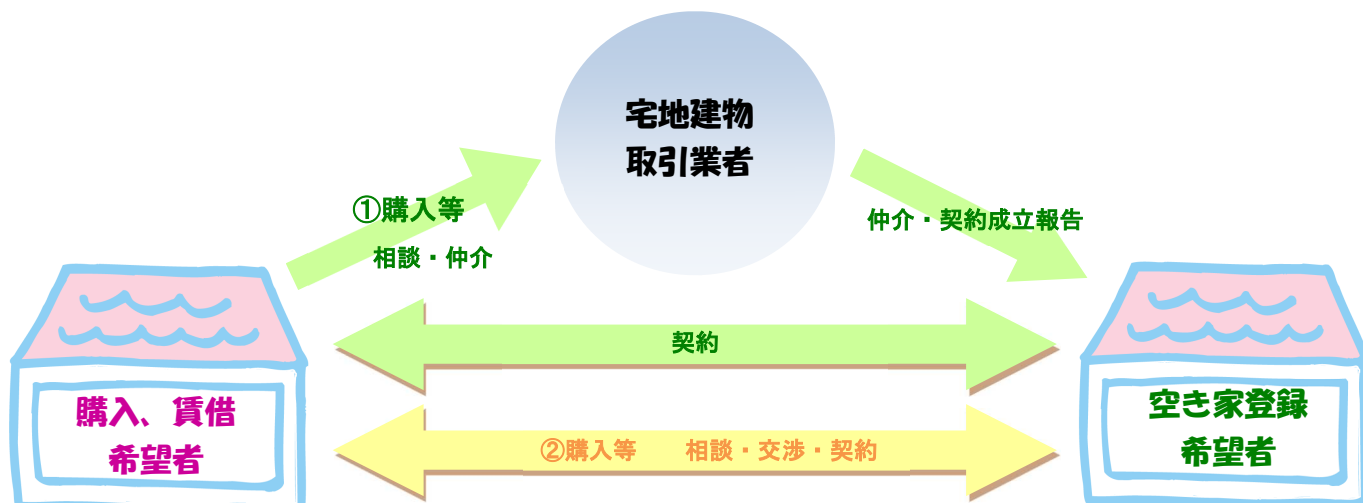
＜購入等に関する相談、交渉、契約する場合＞

登録されている空き家を購入、賃借する場合、以下のケースがあります。

- ①登録者が、宅地建物取引業者（不動産業者）と媒介契約されている空き家を購入等する場合
- ②登録者が、宅地建物取引業者（不動産業者）と媒介契約されていない空き家を購入等する場合

注）市は空き家に係る売買又は賃貸借の交渉又は契約について関与いたしません。

空き家購入等を行う場合の主な流れ図





空き家バンク登録時における様式及び提出書類



●個人の申込みの場合

必要書類
◆ 城陽市空き家バンク登録申込書 ◆ 城陽市空き家バンク登録カード（外観・内装の写真を添付） ◆ 所有権等が確認できる書類（いずれか） ・土地建物謄本（申請日より３ヶ月以内の日付のもの）（コピー可） ・権利書の写し ※申込者が謄本上の権利者以外の場合は委任状が必要

●宅地建物取引業者の申込みの場合

（公社）京都府宅地建物取引業協会会員業者

必要書類
◆ 城陽市空き家バンク登録申込書 ◆ 城陽市空き家バンク登録カード（外観・内装の写真を添付）

その他の宅地建物取引業者

必要書類
◆ 城陽市空き家バンク登録申込書 ◆ 城陽市空き家バンク登録カード（外観・内装の写真を添付） ◆ 所有権等が確認できる書類（いずれか） ・媒介契約書の写し ・管理契約書の写し

お問い合わせ先

城陽市役所 都市政策課 TEL：０７７４－５６－４０６７

URL：<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000000634.html>

詳しくは

城陽市 空き家バンク

検索

空き家バンク制度

Q & A

空き家等登録者

Q 1. 空き家バンクの登録について、「空き家（戸建、賃貸）」の登録条件（築年数、設備等）はありますか？

回答：空き家の登録条件は下記のとおりです。

- ①城陽市内であること。
- ②建築後に居住されたことがあり、かつ、現に居住していない（近く居住しなくなる予定）住宅。
- ③店舗等併用住宅の場合は、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の延床面積の1／2以上であること。

Q 2. 登録に必要な書類、費用はありますか？

回答：**登録費用は必要ありません。**

必要なものは、登録申込書・登録カード（所定の様式）、土地・建物登記簿謄本各1通です。なお、所定の様式は窓口にも設置しておりますので、窓口でもご記入いただけます。



Q 3. 不動産業者にも空き家登録をお願いするには、どうすればいいですか？市から連絡して登録してもらえますか？

回答：不動産業者に空き家登録を依頼される場合は、不動産業者と媒介契約を締結していただくようお願いします。市と協定を締結している（公社）京都府宅地建物取引業協会のHPから、会員業者をご案内することも可能です。

Q 4. 登録した「空き家（戸建、賃貸）」に、希望者があった場合連絡はしてもらえますか？

回答：登録した空き家に希望者が興味をもたれた場合、希望者から問い合わせ先に直接連絡が入ります。

Q 5. 補助金の制度はありますか？

回答：「空き家バンク」へ登録するにあたり、空き家の家財処分等をされた方に対する補助金制度があります。

(補助金額)

上限 10 万円 (家財処分等にかかった費用の 1/2)

(補助要件)

- ・ 城陽市空き家バンクに一定期間登録すること
- ・ 仲介業者と媒介契約を締結した者 等

注) 仲介業者は(公社) 京都府宅地建物取引業協会の会員に限ります。

※詳細については、都市政策課にお問い合わせください。

Q 1. 空き家バンクの登録物件を購入したいのですが、どうすれば良いですか？

回答：「市役所ホームページ」、「市役所都市政策課窓口」にて、登録されている物件情報をご覧いただけます。空き家バンク登録カードに記載されている連絡先に直接連絡していただくようお願いします。

Q 2. 購入希望者との契約の仲介（値段交渉等）まで、市にしてもらえますか？

回答：市は空き家に係る売買や賃貸借の交渉又は契約については関与しません。登録者と購入希望者の間で交渉をしていただきますようお願いいたします。

空き家等購入、賃借希望者

Q & A

空き家バンク制度

